

知らなければ騙されます。騙されないためには（特に裁判官は）知らなければなりません。

5) 最高裁 - 6.17不当判決のカラクリ

2022年6.17に最高裁が不当判決を捻り出したカラクリを科学的技術的論理的に提供します。最高裁判決を良しとすれば、福島原発訴訟について国は賠償をしなくてもよいということになり、国の情報戦に最高裁が取り込まれたままの虜状態で出した「最高裁の虜判決」を原発事故避難者に強いることになり、又、全国約30件の同種訴訟における「虜判決」妄信ドミノを許すことになります。妄信ドミノ例：20231226東京高裁逆転判決(部分).pdf(popup) かくる上は、虜判決のカラクリを裁判官に知らせ虜状態から解放しなくてはなりません。全国約30件の同種訴訟の中の不当な判決の是正を促すため、gemini.toを共有拡散願います！

以下、福島原発訴訟原告団・弁護団Webサイト より

『2022年6月17日、最高裁判所第二小法廷（菅野博之裁判長）は、福島第一原発事故の被害者が提起した生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の4訴訟において、国が規制権限を行使しなかったことについて、国の責任を認めないとの判決を言い渡しました。裁判官全員一致の判決ではなく、3対1と意見が分かれた判決でした。』

以上、福島原発訴訟原告団・弁護団Webサイト より引用させていただきました。

3.11の原発事故前に「国が規制権限を行使しなかった」規制権限とは経済産業大臣には、公共の安全を確保し、環境の保全を図るために、下記に示すような運転停止を含む強力な規制権限が与えられています。

特に原子力発電事業者が命令に違反した場合には懲役を含む罰則があります。

電気事業法

『（技術基準適合命令）

第四十条 経済産業大臣は、事業用電気工作物が（略）省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時的に停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。』

『（罰則）

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第四十条（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定による命令又は処分違反したとき。』

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令62号 4条1項（当時）

『（防護措置等）

第四条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（略、津波、略）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。』

原子力発電所は、膨大な電力を生み出す一方、その稼働により内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させており、事故により放射性物質が外部に漏れ出せばその被害は甚大なも

のなります。そのため、経済産業大臣は、原発事故を未然に防ぎ、放射性物質漏出事故を未然に防ぐための国としての監督指導責任を負っています。

もし、国が原子力事業者の自主規制にのみ任せ、国の責任を放棄し野放しにし責任逃れをするのであれば、危険極まりないことになるのであって、そのようなことならば、そのような危険物の設置稼働を地元自治体が許すことはあり得ず、国民もまたそれを許すことはないでしょう。

仮に、新たな津波の痕跡が発見されたとして、津波が来れば炉心損傷しかねない状態にあるのに、原子力事業者においてそのような事態の発生を防止すべく適切な対応が取られていない場合、周辺の住民が自ら被害を回避することは事実上不可能であって、経済産業大臣の規制権限の行使によってしか安全を確保することができません。ですから、経済産業大臣に運転停止を含む強力な規制権限が与えられているのです。

経済産業大臣が、技術基準に定められた「津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある」原子炉施設に対して適時かつ適切に技術基準適合命令を発するためには、津波に関する科学的知見を継続的に収集し、原子炉の安全性が損なわれればその被害が甚大になり得ることに鑑み、最も過酷と想定される津波について、これを予見していなければなりません。規制当局はそのような仕組みを組織に組み込み、規制権限を適時かつ適切に行使することが出来るような体制を取っていなければならないのです。

一般的に営利を目的とした原子力事業者においては、利益追及のために安全対策を怠る方向に向かったり、問題先送りといった傾向が生じ易いことは否定できないことから、規制当局は、原子力事業者にそうした傾向が生じていないかどうか不断に注視しつつ、安全寄りの指導・規制をして行かなければ、法の趣旨からしてその職責を果たせないのです。

原子力事業者にとってみても原子力事業者任せは穴が開きやすく良くないのです。国から背中を押された方が原子力事業者も動きやすいのです。

大変な危険物であるからしてその取り扱いについてきちんとした国の監視システムが機能するようになっていなければしょせんおかしいのです。

つまり、経済産業大臣は、事故を起こすことになるかも知れないような原子炉を運転させてはならないのです。（当たり前的事だと思われるかも知れませんが、その当たり前が当たり前ではなかったから、3.11のような大事故が起こったのです。）

国家賠償法

『第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。』

以上、まとめておくと、

規制当局は、公共の安全を確保し、環境の保全を図るために、津波に関する科学的知見を

継続的に収集し、原子力事業者が安全対策を先送りしていないかどうか 不断に注視しつつ、運転停止を含む規制権限を適時かつ適切に行使し、原子力災害を未然に防がなければならないし、その被害の甚大さに鑑み、それを未然に防ぐための強力な罰則付きの規制権限を法により与えられているのであるからして、規制権限の不行使により、公共の安全を確保することに失敗し、あるいは環境の保全を図ることに失敗すれば、国はそれを賠償しなければならない。

国にその覚悟がないのであれば、原発そのものがこの日本に存在してはならないのである。以上の覚悟が規制当局に無いのであれば、原子力の安全な利用などは絵に描いた餅である。

さて、冒頭の、国家賠償請求訴訟においては、最高裁は国が規制権限を行使しなかったことについて、3対1で国の責任を認めない（つまり、国に責任は無い。よって、国家賠償責任はない）との判決を出しています。

しかるに、3.11よりも前に、福島第一原発に大事故を起こすことになるかも知れないような、つまり、国が電気事業法第40条に基づく規制権限を行使しなければならないような幾つかの場面があったのです。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の8年7カ月前（国によるプレート間大地震予測）
下記は、阪神淡路大震災（平成7年=1995年）を契機に発足し、長期的に発生し得る地震の規模や確率を地域別に予測する国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）が公表した長期評価
三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について（2002年7月31日公表）
(下記は、上記を抜粋編集したもの)

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

2-2 次の地震について

(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）

M8クラスのプレート間の大地震は、過去400年間に3回発生していることから、この領域全体では約133年に1回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。
ポアソン過程により（発生確率等は表4-2に示す）、今後30年以内の発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度と推定される。

次の地震も津波地震であることを想定し、その規模は、過去に発生した地震のMt等を参考にして、Mt8.2前後と推定される。

なお、下記は、上記を引用した 最高裁判決文3~4頁 よりの抜粋である。

『本件長期評価は、（略）

マグニチュード8クラスのプレート間大地震（津波地震）については、今後30年以内の発

生確率が20%程度、（略）、その地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後と推定されること等を内容とするものであった。』

なお、ここで、再確認しておくが、規制当局は、公共の安全を確保し、環境の保全を図るために、津波に関する科学的知見を継続的に収集し、原子力事業者が安全対策を先送りしていないかどうかに不断に注視しつつ、運転停止を含む規制権限を適時かつ適切に行使し、原子力災害を未然に防がなければならないし、その被害の甚大さに鑑み、それを未然に防ぐための強力な罰則付きの規制権限を法により与えられているのであるからして、規制権限の不行使により、公共の安全を確保することに失敗し、あるいは環境の保全を図ることに失敗すれば、国はそれを賠償しなければならない。

次項目は、上記の国（文科省に設置された地震調査委員会）による長期評価（大地震予測）から4年2カ月後のことである。

なお、この4年2カ月間の規制当局の動向について、本判決には何も記されていない。本判決に書くに足るべき規制当局の動向が無かったのか、本判決がこの4年2カ月間を取るに足らないと考えていたのかどうかについてはよく分からない。

（まえがきに代えて- 証拠の一例）3.11の4年半前

大津波による原発大事故の4年半前（2006年9月）に、国（原子力安全・保安院）が原子力事業者に、「耐震安全性（含。津波に対する安全性）」の評価を実施し、その結果を国に報告するようにとの指示を出していました。

1) 評価方法

津波の評価に当たっては、既往の津波の発生状況、活断層の分布状況、最新の知見等を考慮して、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性のある津波を想定し、数値シミュレーションにより評価することを基本とする。

つまり、最も大きい津波を想定して、それに耐えられる施設であるかどうかを評価し、その結果を国に報告するように指示を出していたのです。

原発事故時の被害の甚大さに鑑み、上記を満たしたものでなければ東電は運転をしてはならなかったし、また国は運転をさせてはならなかったのです。

上記の国の指示は、残念ながら、事故を軽減するとか避けるとかの結果には繋がらなかったのです。

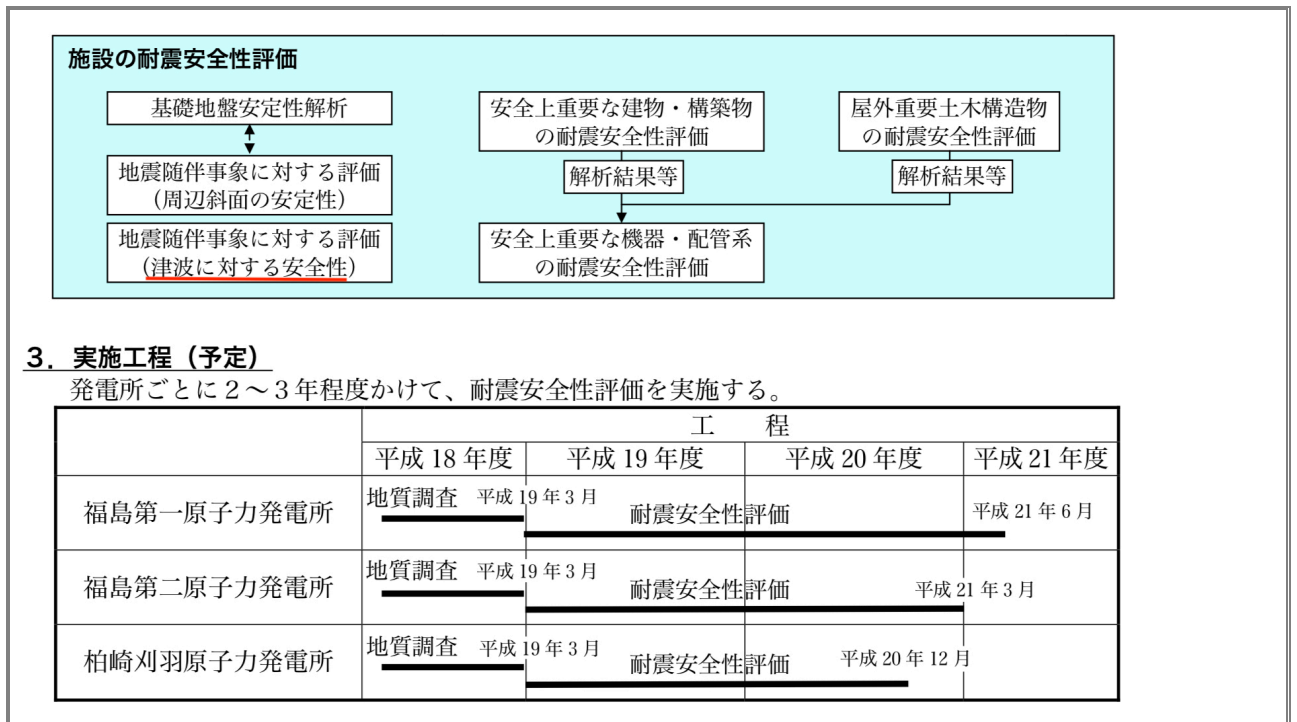
国の指示が効力を発揮しなかったとすればその問題は根深いのです。

その根深い問題に迫って行きます。

下記は、上記の指示に基づき東電が原子力安全・保安院へ提出した実施計画書の一部分です。

(下記、東電プレスリリース20061018 添付資料

当社原子力発電所における耐震安全性評価実施計画の概要 (部分))



東電の計画書によれば「津波に対する安全性」の評価を含めて、平成21年（2009年）6月に国に最終報告書を提出することになっていました。

3.11（2011年）より2年近くも前に最終報告書を提出することになっていたのです。

3.11よりも前に津波に対する安全性が確保されていてしかるべきだったのです。

ハード（防潮堤、水密対策）であれ、ソフト（津波被水モータ即時交換体制or運転停止）であれ。

それが、なぜ、3.11のような大事故が。

国も、東電も、なぜ、3.11のような大事故を防ぐことにならなかったのか。その不思議に迫って行きます。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の4年5カ月前

3.11の4年5カ月前に、非常用海水ポンプの津波脆弱性について、下記のような口頭での指示（東電は「指示」ではなく「要望」と受け取っている）がありました。

下記、電事連 = 電気事業連合会

この要望を各社上層部に伝えるように、という話を口頭で電事連が受けています。

下記平成18年 = 2006年10月6日

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

甲A70 平成18年10月6日 原子力安全・保安院から電事連に対して行った指示の内容を記載したメモ
津波対応の個所では、自然現象であり、設計想定を超えることもありうると考えるべき。設計想定を超える津波が来る恐れがある。想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない

福島第一原発の主要な建屋は海抜10mの敷地上にあります。非常用海水ポンプは海水をくみ上げる関係で海側の敷地を6m掘り下げて海抜4mの敷地を作りその上に

設置されています。

上記で言うところの非常用海水ポンプとは、残留熱除去海水系ポンプのことです。残留熱除去海水系ポンプは原子炉のメルトダウンを防ぎ冷温停止に持ち込むという重要な機能を持っていますが、海水を利用して海水へ放熱しているという関係から海の近くに置かざるを得ずプラントのアキレス腱なのです。

残留熱除去海水系ポンプは、プラントで最も重要な電動ポンプですので、現用1台に対し3台もの切替予備を持っています。4台が同時に故障することは有り得ないとされ、運転が認可されているわけですが、有り得ない想定外の津波が来た場合は切替予備もろともモータが被水して故障し、原子炉から海水への残留熱の除去（放熱）機能が全滅してしまい、上記の炉心損傷になるということになるのです。

非常用海水ポンプに津波脆弱性が有って炉心損傷になる恐れがあるということを、3.11の4年半前に国は気に掛けていたのです。（最新の地震予測による津波の発生を気に掛けたと思われませんが詳細は不明です）国が気に掛けていながら、あのような大事故が起こったのです。

追記。

そもそも津波で非常用海水ポンプ（特に残留熱除去海水系ポンプ）が全滅するような事故は想定されておりません。その証拠に、あらかじめ想定し得る限りを想定した事象ベースの事故時運転操作手順書がありますが、津波に関しては引き波（下降）発生時のポンプ空回り破損防止の手順書はあるものの、津波上昇による被害時の手順書は存在しません。つまり、津波上昇による被害は想定していないのです。どういう事かということ、津波による被害が想定されるようになった場合には、それについての対処が完了するまで原子炉を運転してはならないという事です。

これが事象ベースの事故時運転操作手順書が意味するものです。

なお、想定外の津波が想定されていましたが、これについては次項目で。

津波による非常用海水ポンプの被害が想定されるようになった場合には、その被害の甚大さに鑑みて、それについての対処が完了するまで、国は、原子炉を運転させてはならないのです。

（まえがきに代えて- 証拠の一例）3.11の3年1カ月前

下記平成20年 = 2008年2月5日

（下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。）

平成20年2月5日に長澤氏が酒井氏らに送信したメールには、武藤副本部長のお話として、山下所長経由でおうかがいした話ですと、海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと。

この頃、東電内部で、国の長期評価に基づき30年以内に20%程度の確率で発生するとされた地震予測による津波を試し計算したところ非常用海水ポンプ 5.4m~6.1mを3m~4mも上回る 8.4m~10.2mという結果になったのです。試算された津波が実際に発生した場合、後述する「原子力緊急事態に至る可能性のある事象」に即該

当する事故になります。この試算は無視できないことから上記あるいは次項のような動きになったのです。

大津波による炉心損傷事故は、決して荒唐無稽の絵空事ではなかったのです。重大事故の発生はかなり高い確率で決して予言ではなく科学的に予測されていたのです。

国の長期評価による地震予測を前提にすれば、その津波により非常用海水ポンプの全滅が想定されており、津波に対する安全性を欠いており、もはやもぐり運転です。もし、原発建設時に上記の状態だったとしたら運転許可は出ていなかったはず。もはや違法運転です。

3.11の3年前に大津波が予測されていたのです。

3.11の大津波は決して突然ではなかったのです。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の約2年8カ月前

下記平成20年 = 2008年7月31日

(下記、東電事故調査報告書20120620 本編pdf44枚目 (23頁) の一部分)

- 平成20年7月31日に武藤原子力・立地本部副本部長、吉田部長らに対して土木調査グループから前回の打合せで示した試し計算を前提とした場合の再説明が行われた。津波対策については、一般的な方法として防波堤等を設置する案で例示したが、実際に設置できるか否かの施工の実現性は考慮せず、発電所沖合を設置場所としている。このため、建設費も概算であり、そのオーダーは数百億円、工期も意思決定から防波堤完成まで約4年と推定している。沖合に設置する防波堤の高さは、津波が超えない高さとし、この対策が実際にできたとしても、海水ポンプが設置されている敷地レベル (O.P. + 4. 0 m) で水位の低減は1～2 m程度と説明している。ただし、防波堤長さを長くすれば建屋敷地レベルへの遡上は大幅に軽減され、建屋敷地レベルに数mの防潮堤設置で対応できるとしている。

東電内部では、津波対策をあれやこれや、検討中でした。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の2年4カ月前～3.11の1年9カ月前

耐震安全性の評価報告書 2008年12月3日～2009年6月30日 提出分の抜粋

ちなみに、津波試算で対策が不要な場合の報告事例 - 1

(下記、東電プレスリリース20081203 柏崎刈羽原子力発電所7号機における「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書の提出についての添付資料の5頁目の一部分)

5. 地震随件事象に対する考慮

5.1 周辺斜面の安定性評価

柏崎刈羽原子力発電所7号機の耐震安全上重要な機器・配管系を内包する建物・構築物の周辺には、対象施設の安全機能に重大な影響を与えるおそれがある斜面がないことを確認しました。

5.2 津波に対する安全性評価

海域活断層、および日本海東縁部に想定される地震に伴う津波を対象に数値シミュレーションを実施しました。その中で最も大きい津波を想定しても、原子炉建屋等の重要施設が設置されている敷地高さを上回ることがなく、原子炉施設の安全性に問題のないことを確認しました。また、津波により水位が低下した場合についても、原子炉補機冷却海水設備へ取水できることを確認しました。

何も問題がなければ実にシンプルで、報告にそう時間はかからないのです。

以降、太平洋側の原発の報告に時間がかかっているのは何か問題がある証拠なのです。問題が判明したら運転を続けてはいけません。

問題を隠蔽して運転を続けてはいけません。

報告に時間がかかっていたら当局は監督指導しなければならないのです。

上記のプレスリリースの5日後、

(津波の安全性に疑義がある発電所については) 最終報告書の提出を延期

(下記、東電プレスリリース20081208「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の耐震安全性評価の延期についての一部分)

その後も耐震安全性評価を継続して進めてきましたが、原子力安全・保安院から平成20年9月4日に示された「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」*2を踏まえ、耐震安全性評価で用いている地震応答解析モデルについて、問題がないことの確認作業を追加実施することが必要となりました。

このため、当初福島第一原子力発電所では平成21年6月に、福島第二原子力発電所では平成21年3月に予定していた最終報告書の提出を延期することとしましたのでお知らせします。

なお、既に中間報告を提出した福島第一原子力発電所5号機および福島第二原子力発電所4号機以外のプラントを対象として、当初最終報告書の提出を予定していた時期に代表プラントと同様の評価を行い、お知らせすることとします。

発電所	中間とりまとめ時期
福島第一原子力発電所 (1～4、6号機)	平成21年6月予定
福島第二原子力発電所 (1～3号機)	平成21年3月予定

先に 東電プレスリリース20080331 において「津波に対する安全性については、最終報告で結果を示す。」として先送りしておいて、今度はその最終報告を延期するというのです。

危険運転継続のための延期です。

報告書を正直に提出すれば運転停止を命じられるので、それを避けているのです。いや、報告書を出しようがないのです。

(下記、東電事故調査報告書20120620 本編pdf35枚目 (14頁) の一部分)

その後、新潟県中越沖地震の解明が進む中で、他の原子力発電所でも確認すべき知見が判明し、それらを取り纏めて原子力安全・保安院から平成19年12月27日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項 (中間取りまとめ) について」が発出され、更に平成20年9月4日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」として指示が出された。新たな指示に対応するためには、調査等に時間を要することから、平成20年12月8日に耐震バックチェックの実実施計画を見直すこととした。このように耐震バックチェックが遅れることから、当初代表プラントだけで実施することとしていた中間報告について、代表プラント以外のプラントについても行うこととした。なお、最終報告については提出時期未定とし、明確になった時点で公表することとした。

危険運転中の原子力プラントの「津波の安全性」についての報告時期が未定だなんてダメですよ、ダメ、ダメ。漏れ出せば数十万人を故郷から追いやるような危険物を取り扱っているという認識がまるでない。

保安院が対応しなかったらダメですよ。

東電の呆れた言い草

(下記、東電事故調査報告書20120620 本編pdf43枚目 (22頁) の一部分)

③「地震本部の見解」、貞観津波に対する当社の取り扱い決定経緯

平成18年9月の耐震設計審査指針改訂 (新耐震指針) に伴い、原子力安全・保安院から出された既設プラントの耐震バックチェック指示に対する作業を進める中、津波評価に必要な波源モデル等の知見が定まっていない「地震本部の見解」や貞観津波について具体的にどのように対処するかについて社内で検討したが、その経緯を以下に記載する。

- ・ 新耐震指針においては、津波に関して地震随伴事象に対する考慮として扱っており、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」としている。しかし、「極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」とは、具体的にどのようなものを考慮すべきかを判定する考え方や基準は示されていない。

国の指示の仕方が悪いと言わんばかりのことが書いてある。

すでに最終報告が出されている柏崎刈羽原発7号機にしても6号機にしても「その中で最も大きい津波を想定しても」としているのではないか。

漏れ出せば数十万人を故郷を失うという悲しみのどん底に突き落とすような危険物を取り扱っているという認識が全く欠如している。

平成21年6月 = 2009年6月の福島第一原子力発電所1~4号機、6号機の中間報告

(下記、東電プレスリリース20090619「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」)

の改訂に伴う福島第一原子力発電所の耐震安全性評価結果中間報告書（改訂版）等の経済産業省原子力安全・保安院への提出について の 一部分）

『（略）

（略）、当初予定していた時期の最終報告を延期し、（略）。

（略）

今後、最終報告について、可能な限り速やかにとりまとめ、原子力安全・保安院へ提出いたします。』

すぐにでも出せそうなニュアンスを残して、延期後の報告時期は示されず、未定。
（下記、同上 東電プレスリリース20090619 添付資料（添付1）の1頁目の一部分）

なお、基礎地盤の安定性および地震随件事象（津波に対する安全性、周辺斜面の安定性）については、現在解析・評価を行っているところであり、最終報告において結果を示す予定です。

「津波に対する安全性」は「最終報告において結果を示す予定」で、

その「最終報告」は「延期」。

欠陥原発を継続して運転するためのあからさまな欠陥隠しです。

これは事件です。

国は事件の見逃しです。

（まえがきに代えて- 証拠の一例）3.11の1年半前

※ 下記は、政府事故調査委員会ヒアリング記録 より、

原子力安全・保安院の津波対応抜粋20110831 ※

下記は、3.11の1年半前（2009年9月7日）の貞観津波の試算の東電の説明を受けて。

東電は、波高について、最初、「6 m を超えるが、10 m 敷地高は超えない。」と切り出しながら説明を始め、資料を使いながら具体的な波高の説明をした。モデル10で8 m台のオーダーだと説明されたので、ポンプはだめだと思ったことを記憶している。説明を受けた際、コンター図をよく見ていたのを覚えている。

貞観津波の試算は8.7m～9.2m もあり 非常用海水ポンプの5.4m～6.1m を3m以上超えていたのです。そのことを国の担当者は知ったのです。貞観津波と同規模の津波が来れば海水ポンプのモーターが被水し原子炉の除熱が出来なくなり最悪メルトダウン至ることが東電では現実になっていたということを国の担当者は知ったのです。

上記の非常用海水ポンプは、残留熱を海水へ放熱して、炉心損傷を防ぐための重要なものであることから、省令62号4条1項の「津波により原子炉の安全性を損なうおそれ」がないものでなければならぬところ、津波堆積物から予測した場合、津波に対する安全性を3m以上も欠いているのであるからして電気事業法第40条の技術基準適合命令の対象であり、命令を出さなければ国の規制権限の不行使である。国の規制権限は法に則り厳然と粛々と行使されなければならなかったのである。

（まえがきに代えて- 証拠の一例）3.11の1年半前

※ 下記は、政府事故調査委員会ヒアリング記録 より、

原子力安全・保安院の津波対応抜粋20110831 ※

下記は、3.11の1年半前（2009年9月7日）の貞観津波の試算に関わる東電の発言。

■■■■東電の出席者が「炉を止めることができるんですか。」と私に言ったので、なんでこんなことを言われなければならないのかと思った記憶がある。

東電の上記発言は、国による運転規制を気に掛けてのものであると思われる。

（注。原発設置時に運転認可をしているのになぜこのようなことが起こるかという
と、一例として原発設置時には発見されていなかった津波の痕跡が後から新たに発見された場合にはこのようなことが起こり得る。

また、原子力発電所は漏れ出せば数十万人に危害を与え故郷から追いやられるような危険物を取り扱っているという特殊性があり、リスクが微塵でもあったら運転してはならないし、また運転をさせてはならない。

国には原子力事業者からタイムリーに情報収集しタイムリーに権限を行使し原発事故を未然に防ぐ責務がある。）

もし、国に権限を行使し事故を未然に防ぐような能力が無いとするならば、あるいは手に余るというならば、あるいは想定外の事故だったというようなことになるならば、原発はやはり得体の知れない危険物ということになり、この日本に原発が存在するようなことがあってはならないということになる。

（まえがきに代えて- 証拠の一例）3.11の1年半前の頃

※ 下記は、政府事故調査委員会ヒアリング記録 より、

原子力安全・保安院の津波対応抜粋20110831 ※

（新潟県中越沖地震は2007年7月16日、駿河湾地震は2009年8月11日）

保安院では、担当者ベースの事業者とのやり取りをいちいち上司に報告したり相談することはほとんどなかったのもので、■■■■■に対し、さらに上層部に話を上げるよう促したりしなかった。

この頃の自分は、中越沖地震に伴う刈羽柏崎原発の対応や、平成21年8月11日に起きた駿河湾地震に伴う浜岡原発の対応に追われており、正直なところ、津波の問題よりもこれらの問題への対応で頭が一杯だった。

これは国の組織的な問題です。

津波の問題を吸い上げる機能が欠落していたのです。

（まえがきに代えて- 証拠の一例）3.11の1年前

2006年9月の国の指示に基づく耐震安全性評価に係る報告書の発電所別提出比較
柏崎刈羽原発

7号機中間報告2008年11月04日（津波評価については最終報告で結果を示す予定）

中間報告から1カ月後、7号機最終報告2008年12月03日（含。津波評価）

6号機最終報告2009年05月19日（含。津波評価）

1号機中間報告2010年03月04日（含。津波評価）

中間報告から3週間後、1号機最終報告2010年03月24日

上下を比較してみてください。津波の問題がなければ最終報告がさっさと出せるのです。下記の福島第一原発に関する報告書提出状況は明らかに変です。異常です。

福島第一原発

(2008年3月：最新の津波試算：非常用海水ポンプを3m~4mも上回る津波が来る。)

5号機中間報告2008年03月31日（津波評価は、2009年6月提出予定の最終報告で、
ということになっていたが、

2008年12月8日のプレスリリースで2009年6月予定の最終報告を延期します。

中間報告から2年を経過するも、東電からの「津波に対する安全性」評価を含む最終報告は未だ無い。

3号機中間報告2009年06月19日（最終報告（津波評価）は可能な限り速やかに提出）

中間報告から9カ月を経過するも、東電からの「津波に対する安全性」評価を含む最終報告は未だ無い。

1号機、2号機、4号機、6号機は上記3号機と同じ

なお、当初の実施計画書によれば、福島第一原発の最終報告は2009年6月の予定だった。

「津波に対する安全性」の評価報告が、遅れに遅れているということは、津波に関して何か大きな問題を抱えているであろうことを国は推して知るべしである。

これではせっかくの「津波に対する安全性」の評価の意味がありません。

最終報告書が出せない、つまり「津波に対する安全性」の確認報告が出せないということは、津波に対する脆弱性を抱えたまま運転しているということです。

最終報告を遅らせている原因の非常用海水ポンプは、残留熱を海水へ放熱して炉心損傷を防ぐための重要なものであることから、省令62号4条1項の「津波により原子炉の安全性を損なうおそれ」がないものでなければならぬところ、国の長期評価に基づく地震予測から津波を試算した場合、津波に対する安全性を3m~4mも欠いているのであるからして電気事業法第40条の技術基準適合命令の対象であり、命令を出さなければ国の規制権限の不行使である。

国の規制権限は法に則り厳然と粛々と行使されなければならなかったのである。

そんなさなかに原発推進側（エネ庁）が安全規制側（保安院）をないがしろにするという
とんでもない出来事が・・・・・・。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の1年前

※ 下記は、政府事故調査委員会ヒアリング記録 より、

原子力安全・保安院の津波対応抜粋20110831 ※

下記の、「当時」は「2010年3月頃」、「1F-3」は「福島第一原発3号機」。

当時、1F-3については、資源エネルギー庁（以下「資エ庁」という。）が中心になってプルサーマルの話を進めていたので、「資エ庁（推進側）に言われて、何で保安院（安全規制側）がしばられてやるんだ、本末転倒だ。」という話が誰からともなく出ており、自分もそのように感じていた。

国と東電の組織的計画的耐震偽装

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の10カ月前

この頃、福島第一3号機のプルサーマル（MOX燃料使用）の話があり、それに先立ち福島県知事から3号機の耐震安全性の評価が求められていた。

しかし、前記のように地震随伴事象による津波のリスクを抱えているとなれば、プルサーマルどころか福島県知事の立場として即時運転停止せよという話にもなりかねない。

さて、国策としてプルサーマルを進めようとするエネ庁（資源エネルギー庁）はこの評価積み残しをいったいどう処理するか。

(なお、30億円とも60億円とも言われるプルサーマル交付金が間に合ったかどうかについては調べてみたがよく分からなかった。)

※ 下記は、政府事故調査委員会ヒアリング記録 より、

原子力安全・保安院の津波対応抜粋20110831 ※

下記の「4月28日」は「2010年4月28日」である。

直嶋大臣レク概要

日時：4月28日（水） 16：10～16：25

当方：（エネ庁）石田長官、横尾電ガ部長、森本サイクル産業課長、上田原政課企画官
（保安院）原山もんじゅ室長

1. 福島第一3号機プルサーマルの実施

長官：福島第一3号機のプルサーマル実施については、県から3つの条件が付されている。大臣にも知事から要請があったところだが、その後、具体的要望内容を事務的に調整した結果、特に耐震安全性については、「5号機と同じような評価を」ということとなっている。これは、安全上重要な主要施設に関する国の評価、中間評価のことを言っている。最終的な報告の評価まで、ということになれば間違いに時間がかかることもあり、県もそこまでは求めていない。

また、若干残っている部分は安全委員会の評価が必要かどうか。この部分は県は不要とは明示していない。今の段階で知事に確認すると、「だったら（原安委も）やってくれ」ということになるので、副知事まで相談しての判断として、今はここまで（要否を明確に確認しない）としている。100%の約束はできないが、今知事まで上げるのは得策ではないということ。一抹の不安は残るが、今の段階ではっきりさせるのは避けている。

大臣：…まあそうしとくか。

知ってか知らずか何れにしてもこれが原発の怖さです。原発には目に見えない怖さがあるのです。リスクを抱え込んだままそれをこのように処理させてしまう怖さがあるのです。こと原発については何であれ例え一抹であったとしても不安があったとしたらはっきりさせておかないといけないのです。こと原発については問題を先送りしてはいけないのです。

(下記は、上記のレクの続き)

下記のことからして、本件は東電とも示し合わせた上での、耐震偽装大臣レクです。

長官：東京電力としても、3号機の耐震安全性評価を要望したいということなので、もし大臣にお受けいただけるなら連休明けに要請に来る。対応としては、5号機に加えての「特別な扱い」として実施することとしたい。

大臣：この方向でやると、(プルサーマル開始は)いつになるのか。

長官：燃料装荷作業は8月の予定。定検の最後に燃料の取替えを行うのだが、定検の最後のタイミングまでに間に合わないと、次の定検のときなので、1年後になる。

大臣：厳しいんだな。

部長：然り。保安院は、中間評価作業に3ヶ月程度要すると言っている。評価結果を県に説明することと等も考えるとスケジュール的には厳しい。

長官：大臣からご指示いただければ、作業を開始する。

大臣：そうしようか。(※非常に小さい声で正確には聞き取れませんでした。少なくとも否定はしていないと思います。)

福島県に対する国と東電の共同不法行為です。津波の試算を知らなければ過失、知っていれば故意です。

耐震安全性の評価は、原子力安全・保安院(安全規制側)の専権事項であり、資源エネルギー庁(推進側)にとやかく言われる筋合いのものではありません。

安全よりもスケジュールありきです。はい。

耐震安全性の評価に積み残しがあることは福島県には黙ったまま話を進めましょうって、県知事にわざわざ確認すると「だったらやってくれと」ということになるので積み残し部分は抜いて耐震安全性の評価報告書の体裁を整えて仕舞いましょうって、こと安全に関することについて昼間からそんな相談をしてはいかんでしよう。

上記大臣レクから、1カ月後、東電が動いた津波抜き報告書

[福島県原子力発電所安全確保技術連絡会](#)へ

東京電力が5月31日に提出した「福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について」積み残しになっていた「津波に対する安全性の評価」については項目自体が含まれておりません。

さらに、上記の1カ月半後の東電のダメ押し津波に対して安全です

[福島県原子力発電所安全確保技術連絡会](#)へ

東京電力が7月12日に提出した「福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について」

上記の最終頁が下記です。

質問6

津波に対する発電所の安全性はどうか。

(回答)

- 福島第一原子力発電所では、建設当時、1960年のチリ津波時の水位変動を考慮した設計を実施。
- 2002年(平成14年)には、土木学会から刊行された「原子力発電所の津波評価技術」に基づき、津波に対する安全性評価を実施。
- その際、三陸沖～房総半島沖までの海域及びチリ沿岸で将来発生するおそれがある津波を想定。
 - ・近地津波として福島県沖で、基準地震動策定時の想定と同程度の規模(M8.0)の地震津波を想定。
 - ・遠地地震としてチリ沖の地震津波を想定。
- 水位上昇に対して、ポンプ等の機器の健全性は確保される。
- チリ津波による引き波(水位低下)が想定され、ポンプの吸い込みが出来ない場合にあっても、既に対応手順を策定しており、発電所の安全性は確保される。
- なお、現在、最新の海底・海岸地形データや潮位データを用いて再評価を行っており、その結果については、最終報告書において報告する予定。

上記は下記を隠蔽したでっち上げ資料です。福島県の技術連絡会は騙されていたのです。

30年以内に20%の確率で津波により稼働全機が同時に炉心損傷に直面するリスクがあり、東電内部では対策をあれやこれや検討していたのです。

(下記、東電事故調査報告書20120620 本編pdf44枚目(23頁)の一部分)

- ・ 平成20年7月31日に武藤原子力・立地本部副本部長、吉田部長らに対して土木調査グループから前回の打合せで示した試し計算を前提とした場合の再説明が行われた。津波対策については、一般的な方法として防波堤等を設置する案で例示したが、実際に設置できるか否かの施工の実現性は考慮せず、発電所沖合を設置場所としている。このため、建設費も概算であり、そのオーダーは数百億円、工期も意思決定から防波堤完成まで約4年と推定している。沖合に設置する防波堤の高さは、津波が超えない高さとし、この対策が実際にできたとしても、海水ポンプが設置されている敷地レベル(0.P.+4.0m)で水位の低減は1~2m程度と説明している。ただし、防波堤長さを長くすれば建屋敷地レベルへの遡上は大幅に軽減され、建屋敷地レベルに数mの防潮堤設置で対応できるとしている。

上記大臣レクから、3カ月後の国の動き 津波抜きの報告書

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会へ

国(原子力安全・保安院)が提出した「3号機の耐震安全性評価結果について」の中の9頁目が下記です。

福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性評価 (中間評価)に係る対応

- 平成20年3月 事業者から5号機に係る中間評価^(注)結果報告
- 平成21年4月 事業者から3号機に係る中間評価^(注)結果報告
- 平成21年7月 福島第一原子力発電所の基準地震動 S_s の策定及び5号機の主要な施設の耐震安全性に係る評価(中間評価)結果が妥当である旨公表
- 平成22年5月 耐震・構造設計小委員会構造WGにおいて、3号機の評価について、経済産業大臣指示に基づき特別な扱いとして実施することを説明。
- 平成22年7月 3号機の主要な施設の耐震安全性に係る評価(中間評価)結果が妥当である旨公表

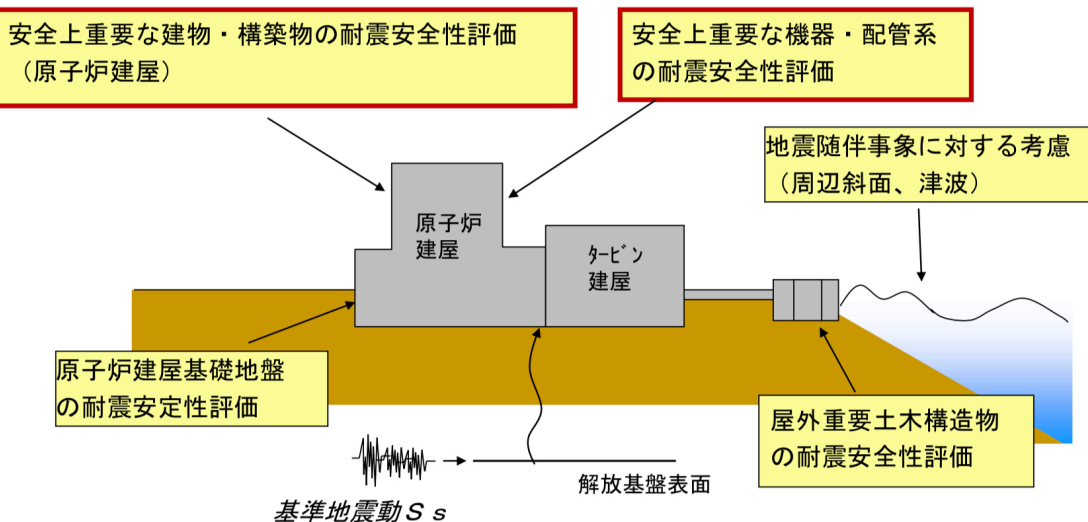
(注)中間評価とは、基準地震動の策定、安全上重要な設備に関する耐震安全性の評価であり、発電所の基本的な耐震安全性の確認を行うもの

9

上記の「経済産業大臣指示に基づき特別な扱いとして実施する」とは、12頁目の下記に示すように「津波に対する安全性」については、評価項目から外すというとんでもない扱いのことです。「ポンプはだめだなと思った」り「炉を止めることができるんですか。」と言われたりして、津波の危険性は認識していたはずですが……

バックチェックの方法(耐震安全性評価)

基準地震動 S_s を策定し、下記の施設等の耐震安全性評価を実施。



※福島第一原子力発電所3号機の評価においては、5号機と同様に

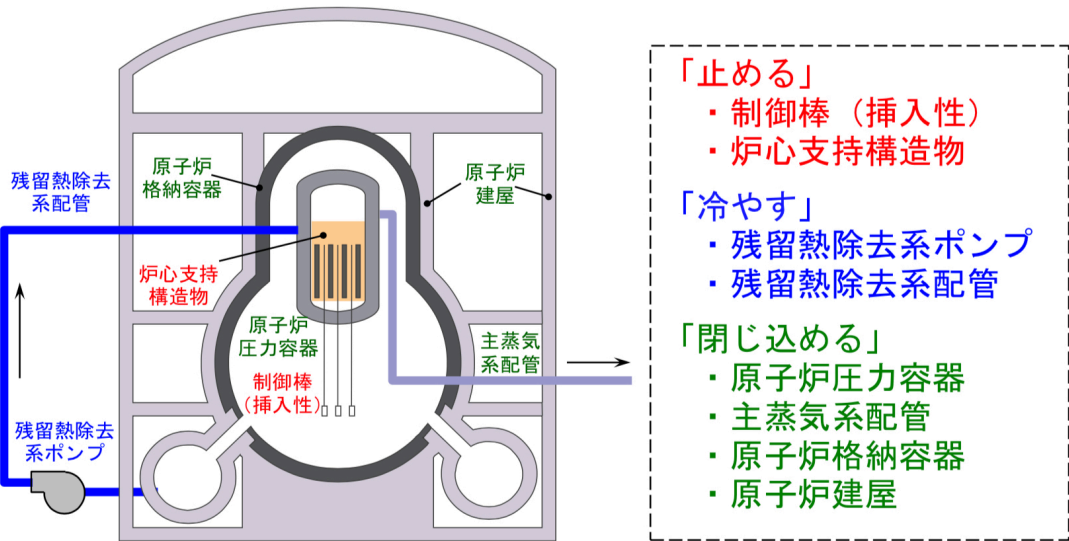
で困った施設のうち重要なものについて評価

12

上記の「津波」の安全性評価抜きは、津波脆弱性があると分かっているながら、資源エネルギー庁との関係においてまた東電との関係においてすったもんだを避けるために「津波」を抜いたのであり、過失ではなく故意です。摩擦を避けるために、故意に「津波」を抜いたのです。いや、抜かざるを得ない、自分の力ではどうしようもないことになっていたのです。これは、国による耐震偽装（耐津波偽装）です。例え、上司に命じられたとしても、やってはいけないことをやってはいけなかったのです。それが、経済産業大臣の指示であったとしても、やってはいけないことをやってはいけなかったのです。悲しいことです。人間が集団を作るとこうゆうことが起こるのです。

評価対象施設 (福島第一原子力発電所 3号機)

- 原子炉を「止める」, 「冷やす」, 放射性物質を「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有する次の主要な施設



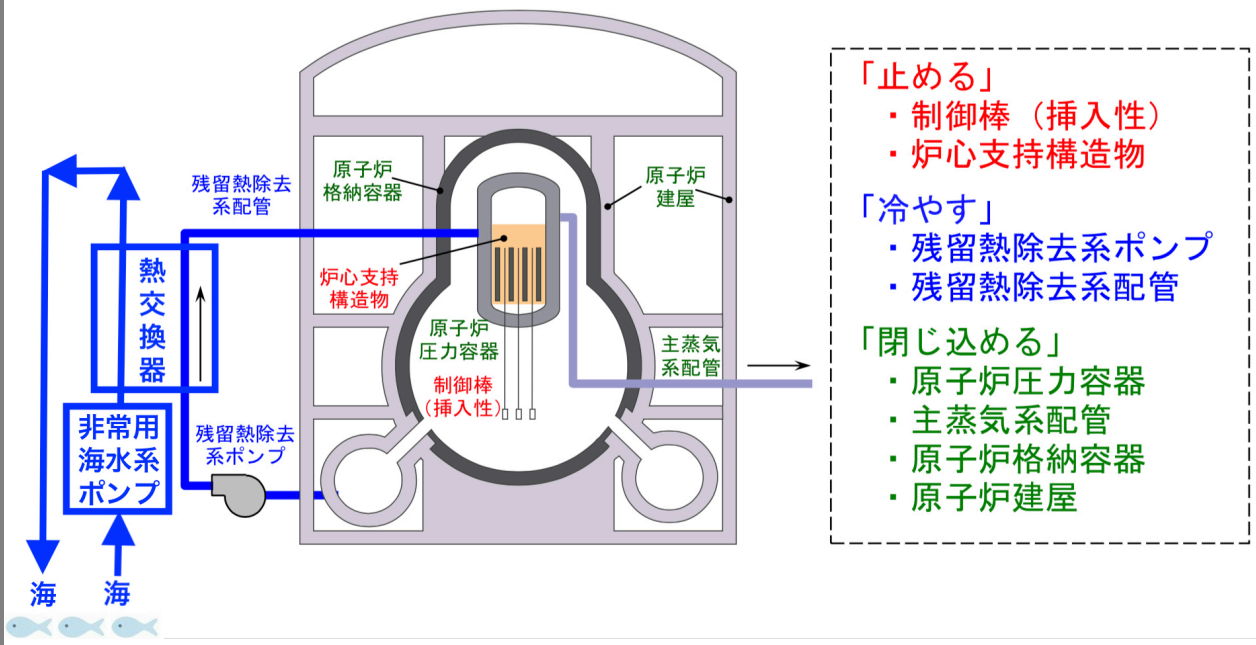
上図には残留熱海水系ポンプ (非常用海水系ポンプ) が書かれていません。

上図では残留熱の除去 (原子炉から残留熱を取り除き消し去ること) は出来ません。

上図では下図の非常用海水系ポンプが評価対象から抜かされているのです。

評価対象施設 (福島第一原子力発電所 3号機)

- 原子炉を「止める」, 「冷やす」, 放射性物質を「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有する次の主要な施設



上図の熱交換器と非常用海水系ポンプは当サイトが追加したもの。
この仕組みが無いと原子炉から海水への残留熱の除去が出来ずに原子炉の温度が上がるばかりで冷温停止に持ち込めずメルトダウンに至ります。
残留熱除去系ポンプと残留熱除去海水系ポンプ（非常用海水系ポンプ）の両方が動作して初めて意味を持つのです。
そして最終頁になんと書かれているか言うと、

福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性

以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所3号機の「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有する主要施設の耐震安全性が確保されると判断した。

リスク（津波）を隠したままの国からの報告です。
リスク（津波）を隠したままの国のお墨付きです。
東電にも運転のお墨付きを与えたことになります。

上記を受け、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の事務局提出分の(資料7)のつまり福島県側の、プルサーマル受け入れのための安全性確認資料の最終頁になんと書かれているかと言うと、

IV まとめ

国、東京電力による技術的3条件に係る確認結果については、以下のとおり特に問題点は確認されず、国、東京電力は適切に対応したものと判断する。

1 3号機の耐震安全性

東京電力は、設計段階における評価、旧耐震指針に基づく評価に加えて、新耐震指針に基づく評価を実施し、具体的な根拠を示して主要施設の耐震安全性が確保されていることを明らかにするとともに、耐震裕度向上や新潟県中越沖地震を踏まえた防災体制の強化に着実に取り組むなど、県民の安全を確保する上で、特に問題点は確認されず、適切に対応したものと判断する。

また、原子力安全・保安院は、東京電力による確認結果について、審議方針、審議のポイント等を明示し、専門家による審議等を踏まえて確認作業を実施した結果、妥当と評価しており、適切に対応したものと判断する。

リスク（津波）を抱えたままの原子炉運転です。

3.11は、この7カ月後のことです。

安全規制側（原子力安全・保安院）が原発推進側（資源エネルギー庁）に押し切られて（大臣を利用して）、安全規制を破らされていたのです。

原発推進側の暴走です。恐ろしいことが起こっていたのです。報告書と実体が乖離していたのです。

「ポンプはだめだなと思った」り、「炉を止めることができるんですか。」と言われたりしたことがあったものの、運転規制ではなく、逆に運転許可を出す結果に追い詰められていたのです。

結果的に資源エネルギー庁が安全規制の足を引っ張ったことになったのです。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の7カ月前

下記平成22年 = 2010年8月27日

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

甲A120 平成22年8月27日に東京電力社内で行われた第1回福島地点津波対策ワーキングの議事録と資料です。

議事録には、土木調査Gr (グループ) からの報告として、「土木側の対策として防潮堤の設置を検討していたが、『発電所設備は、守れても発電所周辺の一般家屋等に影響あるのは、好ましくない。』との社内上層部の意向があり、本検討中は中断中。」

機器耐震技術Gr (グループ) (電圧班) からの報告として、「推本のO. P. 10m以上の津波に対しては、既存の非常用海水系電動機では、機能を維持出来ないため、水密化電動機の開発について実現性の可否を含めて検討中。」「推本のO. P. 約10m津波の衝撃力に対する電動機及びポンプの耐力評価を行った結果、衝撃力に耐えられないという結果が出ており、津波対策として水密化電動機を採用する場合には、防潮堤、防護壁、建屋等の津波衝撃力緩和策及び漂流物防止策も同時に実施することが必須。」

などの記載があります。

国も東電も 3.11よりも前に運転停止に該当するような津波脆弱性があることに気付いていながら問題が大き過ぎるが故に双方決断が出来ずに、大きな問題を抱えたまま時がズルズル過ぎて行った。(これは原発が抱える本質的な問題です。)

大事故は想定されていた。

想定されていたから色々検討していた。

そして、そのまま、3.11の大事故が発生してしまったのでした。

なお、本件放射性物質漏出事故は、明らかに「人災」です。

人間によるそのような工作物がそこに無ければ放射性物質が漏出するようなことは無かったのです。

人間がそのような有害な放射性物質を生み出す工作物をそこに設

置し、しかも管理監督不行き届きのまま運転していたことから放射性物質漏出事故が発生したのです。

想定外の津波が来たから放射性物質が漏出して仕方がなかったなどという「天災」話に誤魔化され騙されてはならないのです。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11 (東電は最終報告は出さず危険運転中だったのです)
2006年9月の国の指示に基づく耐震安全性評価報告書の2011年3月11日までの提出状況
下記の福島第一原発に関する報告書提出状況は明らかに変です。異常です。

福島第一原発

(2008年3月：最新の津波試算：非常用海水ポンプを3m~4mも上回る津波が来る。)

5号機中間報告2008年03月31日 (津波評価) は、2009年6月提出予定の最終報告で、
ということになっていたが、

2008年12月8日のプレスリリースで2009年6月予定の最終報告を延期します。

中間報告から2011年3月で3年を経過、東電からの最終報告が無いまま3.11。

3号機中間報告2009年06月19日 (最終報告 (津波評価) は可能な限り速やかに提出

中間報告から2011年3月で1年8カ月を経過、東電からの最終報告が無いまま3.11。

1号機、2号機、4号機、6号機は上記3号機に同じ

なお、当初の実施計画書によれば、福島第一原発の最終報告は2009年6月の予定だった。

津波に対する安全性の評価報告が遅れに遅れているということは、何か大きな問題を抱えているであろうことは推して知るべしです。

これではせっかくの「津波に対する安全性」の評価の意味がありません。

最終報告書が出せない、つまり「津波に対する安全性」の確認報告が出せないということは、津波に対する脆弱性を抱えたまま運転しているということです。

炉心損傷に発展するような津波が想定されていて、津波が大き過ぎるが故に議論が収束することがなく、そうかといって運転停止を起案する勇気もなく、最終報告を出すことが出来ぬままズルズル危険運転を続けていたのです。

これを見逃していたとすれば国の過失であり、これを見・逃していたとすれば東電と同罪です。特に3号機 (プルサーマル) については違反運転幫助です。

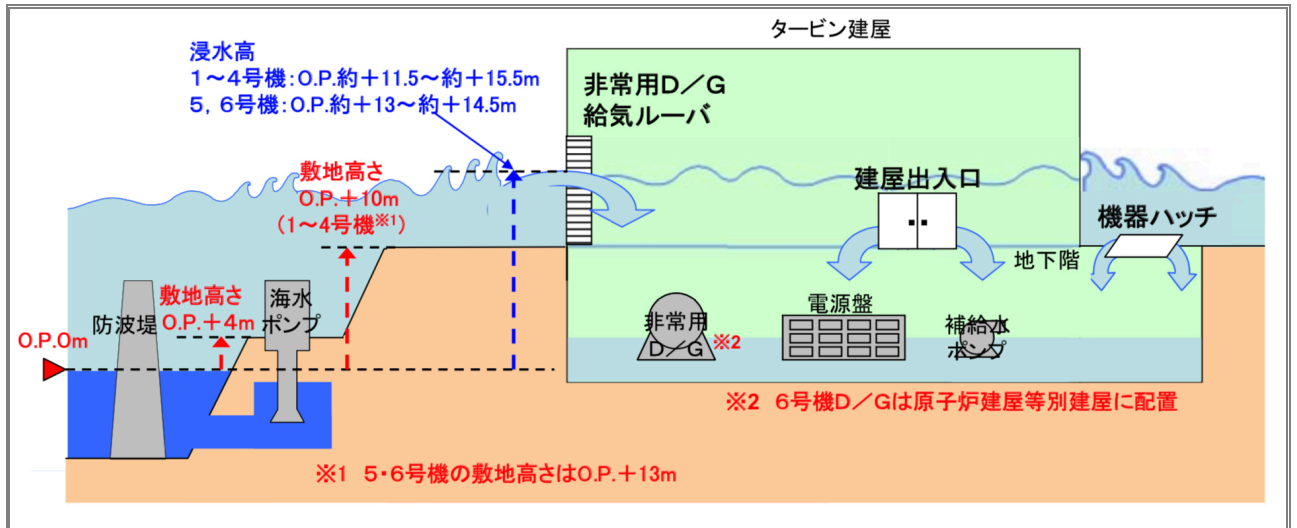
東電から中間報告はあったものの「津波に対する安全性」については先送りされており3年が過ぎても最終報告が無いまま (東電は、このまま報告書を提出すれば運転停止になることが分かっているから報告書を提出しない。)、

そうかといって東電社内で地震による津波を理由に一時的な運転停止を起案するほどのエネルギーは無く (理由付けが大変であり、空振りも怖い。)、

そうかといって津波による被水モータの24時間365日即時交換体制を取るといったような一時的な運用面での代替手法の社内検討の動きもなく (そんな危険なものは職場環境配慮義務違反であり運転出来ないと労働組合に言われて運転停止に追い込まれるかも知れない。)、

そうかといって国による何の運転規制も無いまま、

3.11がやって来てしまったのです。



残留熱除去海水ポンプが全滅したまま長時間放置され（証拠後出）、これにより除熱機能の喪失が長時間におよんだ結果、核燃料棒の発する2600°Cの崩壊熱で核燃料棒が自ら溶け落ち、鋼鉄製の圧力容器の底を突き破って格納容器内へと流れ出し、さらにはその放射熱で格納容器を変形損壊させるに至った。

この事故で有害な放射性物質が大量に飛散し周辺の住民十数万人が平穏に生活する権利を奪われ掛け替えのない故郷を追われることになった。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の半年後

※ 下記は、政府事故調査委員会ヒアリング記録 より、

原子力安全・保安院の津波対応抜粋20110824 ※

文中の「09年の件」とは「2009年9月7日の件」のことであり、
貞観津波、「炉を止めることができるんですか。」のことである。

(下記は、2011年8月24日、つまり3.11の半年後のプレスブリーフィング概要の部分)

- [REDACTED]
- Q：09年の件、6m超えると聴いたとき、指導しなかったか
A：してない。
- Q：このとき対策をするべきだったのではないか。
A：その時は組織として聴いていたわけではなく、担当が聴いていたというこ
とで、保安院として承知していたわけでない。
- Q：ありえない。
A：問題があったかどうかは検証の対象になると思う。
- Q：担当者は聴いていたが、上にあげてなかったということか
A：どこまで説明したか、それ自体が検証の対象。
- Q：室長、課長まであがってなかったと。
A：私は知らなかった。
- Q：本来、室長に上がっていれば、どういう対応をするべきだったか。
A：耐震バックチェックの一環、津波も含めて報告書出してもらって、専門家
に見てもらうべきこと。
- [REDACTED]
- Q：本年3月7日に、そういった報告がありながら、こういった事態になった
ことをどう受け止めているか。
A：検証されないとはいけませんが、いずれにしても、このような大きな津波が発
生して、規制機関として、十分対応されていないことは事実、大変
問題あったと認識。その後の、全電源喪失等、結果的に不十分、誠に申し
訳ないと思っている。

(まえがきに代えて- 証拠の一例) 3.11の半年後

下記の「耐震バックチェック」とは、3.11大事故の4年半前に国が原子力事業者に
指示した「耐震安全性（含。津波に対する安全性）」の評価のことです。

※ 下記は、政府事故調査委員会ヒアリング記録 より、

原子力安全・保安院の津波対応抜粋20110902 ※

(下記は、2011年9月2日、つまり3.11の半年後の政府事故調ヒアリング時の発言)

今考えてみると、耐震バックチェックに関して言えば、原子炉を止めた上で補強工
事をやらせるべきであった。

大事故は想定されていた。

想定されていたから色々検討していた。

が、運転停止の発令は、無かった。

これが、3.11の真相である。

さて、最高裁判決には上記（まえがきに代えて）の片鱗も出て来ません。つまり、最重要設備であるのに津波に一番弱い非常用海水ポンプに関わるエピソードは一つも出て来ません。上記エピソードによれば、国に責任は無いとか国家賠償責任はないとかの判決になることはないでしょう。

また、「ポンプはだめだなと思った」とか「規制機関として、十分対応されていないということは事実」とか「原子炉を止めた上で補強工事をやらせるべきであった。」とかの保安院関係者のヒアリング記録（ちなみに3者は別人）があるのに、最高裁は、なぜ、国が規制権限を行使しなかったことについて、国の責任を認めない（つまり、国に責任は無い。よって、国家賠償責任はない）との判決を出すことになったのか。

ここで、突然ですが、

20230504 NHK あの日 あの時 あの番組 大江健三郎さん 日本人へのメッセージ より 福島原発事故で責任を取る人が出て来ないことについて

「あいまいにしておくということで、その人も安全に済むし、相手もあまり追い詰めないというふうな考え方がこの国にはある。

今度こそ、日本人が、なぜ福島原発の大きい事故が起こったかということ、根本的に、誰でも分かるように、みんなで分かるように、突き詰めて話す、突き詰めて調査する。本当に自分によく分けのわからないこと、危険があると分かっているときに、人間はその道を選択してはいけないということ、私はもう一度、それこそ子供にも分かるように、我々専門家ではない小説家にも納得できるように、はっきり言う声が欲しい。」

（初回放送は20110703）

当サイトよりの予定稿：

「誰にでも分かるように」を目指し、証拠を集め、証拠に徹し……………

……………